

公益法人制度改革に関する新たな税制に向けた要望

2005 年 5 月 1 2 日
公益法人制度改革問題連絡会

「公益法人制度改革」におきましては、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化されることになりました。これに関連して、新たな公益法人に関わる税制についても具体的な検討が開始され、この 6 月までには新税制が一通り固められるものと思われます。大変厳しい時間的制約の中、関係各位のご努力には敬意を表する次第であります。

社会を活性化するために政府部門や民間営利部門では十分対応できない領域を民間非営利部門が担うことを期待し、公益的な活動が果たす役割は重要であるとの基本認識の下、民間非営利活動を促進するための新たな税制度を設定する意義は大変重要であり、今後はその点を十分踏まえた検討を期待いたします。

なお、この場合、“現場の声”を真摯に受けとめ、上記の意図が適切に実現されるよう、以下の点をぜひとも考慮いただくことを切に要望する次第です。

1 「一般的な非営利法人」に関する税のあり方について

「一般的な非営利法人」に関する税のあり方については、対価性のない会費、及び寄付金、補助金等については課税の対象としない。

2 「公益性のある非営利法人」に関する税のあり方について

1) 法人課税について

公益を目的とする事業からの収益については課税の対象としない。また、公益を目的とする事業以外の事業から生ずる収益を、公益を目的とする事業のために支出した場合には、その全額を寄付金とみなして損金算入することを認める。

2) 金融資産収益に対する課税について

金融資産の運用によって生ずる収益については課税の対象としない。

3) 寄付金税制について

「公益性のある非営利法人」に対する寄付金については、寄付金控除（個人の場合）や損金算入（法人の場合）を認めるとともに、資産寄付税制についても、現行のみなし譲渡所得税や相続税のあり方を抜本的に見直し、寄付文化をより促進する制度とする。

3 情報を開示し、広く意見を求める

今後の税制の検討に際しては、予め審議等の日程を明らかにし、審議等の状況や内容を速やかに開示するとともに、広く国民から意見を聴取する機会を設ける。

「公益法人制度改革問題連絡会」について

これからの「市民社会」の発展に向けた視座から、「公益法人制度改革」に関する世論喚起と社会的提言を行うことを目的に、現在改革の対象となっている当事者団体(財団法人、社団法人)を中心として、幅広いネットワークを有する拠点的な団体を構成メンバーに、2004年3月29日発足しました(事務局・(財)公益法人協会)。
現在の参加団体は以下の31団体です。

< 2005年4月19日現在、団体五十音順 >

アジア・コミュニティ・トラスト(ＡＣＴ)
ＮＰＯ支援財団研究会
特定非営利活動法人 ＮＰＯ事業サポートセンター
関西財団の集い
社団法人 ガールスカウト日本連盟
芸術文化助成財団協議会
財団法人 公益法人協会 *
高齢社会ＮＧＯ連携協議会
特定非営利活動法人 国際協力ＮＧＯセンター
社団法人 茶道裏千家淡交会
財団法人 さわやか福祉財団 *
社会福祉支援団体懇話会
財団法人 助成財団センター *
私立美術館会議
シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 *
生命科学助成財団連絡協議会
社団法人 東京青年会議所
特定非営利活動法人 日本ＮＰＯセンター
社団法人 日本オーケストラ連盟
財団法人 日本教育公務員弘済会
財団法人 日本キリスト教婦人矯風会
社団法人 日本芸能実演家団体協議会(芸団協) *
財団法人 日本国際交流センター
社団法人 日本青年会議所
社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
社団法人 日本フィランソロピー協会
社団法人 日本フラワーデザイナー協会
社団法人 日本ペンクラブ
財団法人 日本ＹＭＣＡ同盟 *
財団法人 日本ＹＷＣＡ
財団法人 ボーイスカウト日本連盟

注) 末尾の*は「世話団体」